

福岡県公報

平成二十四年三月十六日
第三千三百七十六号
増刊 ①

目次

告 示 (第四百四十六号—第四百五十一号)

○騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正

(環境保全課) ……………一

○騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正

(環境保全課) ……………一

○特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準別表第一号に規定する区域の指定の一部改正

(環境保全課) ……………一

○振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正

(環境保全課) ……………一

○振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正

(環境保全課) ……………二

○振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定の一部改正

(環境保全課) ……………二

告 示

福岡県告示第四百四十六号

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定(昭和六十一年十一月福岡県告示第七百七十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月十六日

福岡県知事 小川 洋

指定地域に係る図面のうち、宮若市に係る部分を次の図面のように改める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び宮若市役所に備え置

いて縦覧に供する。)

福岡県告示第四百四十七号

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準(昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月十六日

福岡県知事 小川 洋

別添図面のうち、宮若市に係る部分を次の図面のように改める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第四百四十八号

特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準別表第一号に規定する区域の指定(昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月十六日

福岡県知事 小川 洋

別添図面のうち、宮若市に係る部分を次の図面のように改める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第四百四十九号

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定(昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月十六日

福岡県知事 小川 洋

指定地域に係る図面のうち、宮若市に係る部分を次の図面のように改める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第四百五十号

振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月十六日

福岡県知事 小川 洋

別添図面のうち、宮若市に係る部分を次の図面のように改める。

（次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第四百五十一号

振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月十六日

福岡県知事 小川 洋

別添図面のうち、宮若市に係る部分を次の図面のように改める。

（次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）